

千葉県障害児等保育審査指導委員会設置条例をここに公布する。

平成22年3月23日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第43号

千葉県障害児等保育審査指導委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県障害児等保育審査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害児及びこれに準ずる児童（以下「障害児等」という。）の保育所における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施（以下「保育の実施」という。）の適否に係る判定に関する事項
- (2) 障害児等の保育所における適切な保育の実施に係る処遇に関する事項
- (3) その他障害児等の保育に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 保育関係職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。